

新宿区教育委員会会議録

平成27年第12回定例会

平成27年12月4日

新宿区教育委員会

平成27年第12回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成27年12月4日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 3時13分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	松 尾 厚	委員長職務代理者	今 野 雅 裕
委 員	羽 原 清 雅	委 員	菊 池 俊 之
委 員	古 笛 恵 子	教 育 長	酒 井 敏 男

説明のため出席した者の職氏名

次 長	中 澤 良 行	中央図書館長	藤 牧 功太郎
教育調整課長	木 城 正 雄	教育指導課長	横 溝 宇 人
教育支援課長	遠 山 竜 多	学校運営課長	山 本 誠 一
統括指導主事	小 林 力	統括指導主事	早 川 隆 之
統括指導主事	篠 塚 幸 次		

書記

教育調整課 管理係主査	高 橋 和 孝	教育調整課 管理係	薬 袋 和 明
----------------	---------	--------------	---------

議事日程

議案

- 日程第1 第54号議案 新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則
- 日程第2 第55号議案 新宿区社会教育委員の委嘱について
- 日程第3 第56号議案 教育財産の用途廃止について
- 日程第4 第57号議案 教育財産の用途廃止について
- 日程第5 第58号議案 教育財産の用途廃止について

報告

- 1 平成27年度学校選択制度に関する保護者アンケート集計結果について（学校運営課長）
- 2 その他

◎ 開 会

○松尾委員長 ただいまから、平成27年新宿区教育委員会第12回定例会を開会します。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、今野委員にお願いいたします。

◎ 第54号議案 新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

◎ 第55号議案 新宿区社会教育委員の委嘱について

◎ 第56号議案 教育財産の用途廃止について

◎ 第57号議案 教育財産の用途廃止について

◎ 第58号議案 教育財産の用途廃止について

○松尾委員長 それでは、早速ですが議事に入ります。

「日程第1 第54号議案 新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則」、「日程第2 第55号議案 新宿区社会教育委員の委嘱について」、「日程第3 第56号議案 教育財産の用途廃止について」、「日程第4 第57号議案 教育財産の用途廃止について」、「日程第5 第58号議案 教育財産の用途廃止について」を議題とします。

それでは、第54号議案から第58号議案までの説明を教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 それでは、第54号議案から第58号議案まで御説明いたします。

第12回教育委員会定例会議案概要をごらんください。第54号議案、新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則についてでございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が平成25年5月に成立し、平成27年10月から施行され、平成28年1月から利用が開始となります。公平、公正な社会の実現、国民の利便性の向上、行政の効率化といったところを目的としたものでございます。

このマイナンバー法の制定を受けまして、新宿区個人情報保護条例が第2回区議会定例会で既に改正され、教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則も改正したところでございます。

いわゆる、12桁のマイナンバーと個人情報をともに取り扱う場合は、特定個人情報として区別し、より厳格に運用することとしてございます。取り扱う事務については、マイナンバー法で規定する法定事務と、これと類似する事務を条例で定めるとして限定してございます。

条例については、既に第3回区議会定例会で、新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例が成立し、その条例の別表に、教育委員会として、就学援助その他の子ども・子育て支援に関する事務であって、新宿区教育委員会規則で定めるものと規定されていることから、これを受けまして、具体的に取り扱う事務を定めるための規則を制定するものでございます。

それでは、規則の概要になりますが、新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の施行に関し必要な事項を定めるものでございます。制定内容としては、1の利用等条例について、教育委員会規則で定めるとされた新宿区教育委員会が行う類似事務、マイナンバーを利用できる事務として各自治体で定めるものは次のとおりとするということで、(1)から(6)まで記載してございます。主にこれらの事務は、受給の認定や補助の決定に際して所得の把握が必要で、マイナンバーの利用が必要となることから、該当するものでございます。その他教育委員会の事務については、マイナンバーを利用しないことから規定しておりません。

2としては、利用等条例において、区の実施機関は、マイナンバーを利用できる事務の間で特定個人情報の連携利用ができる旨定められました。当該連携利用を行う場合は、記録し区民の閲覧に供することとなりますが、これは例えば教育委員会が所得や生活保護の情報などを利用する場合、その内容を記載し、区民が閲覧できるようにするものでございます。

施行期日は平成28年1月1日でございます。

それでは、第54号議案をごらんください。制定する規則がでございます。

第1条は、趣旨といたしまして、条例の施行に関して必要な事項を定めるものでございます。

第2条は、定義として、用語の意義などについてでございます。

第3条になりますが、具体的に教育委員会規則で定める事務ということで、(1)就学援助に関する事務、(2)特別支援教育就学奨励事務、(3)区立幼稚園の入園料に関する事務、(4)私立幼稚園等園児保護者入園料補助金、(5)私立幼稚園等園児保護者保育料補助金、(6)私立幼稚園就園奨励費補助金でございます。

第4条につきましては、先ほど概要で御説明いたしましたその利用、連携して利用する場

合、その様式を定め、区民の閲覧に供するといったものでございます。

第5条については、補則となっております。

規則では、第4条で説明した連携利用記録票の様式を定めてございます。項目としては、連携の種別。庁内連携とあるのは、教育委員会内で連携するものです。他機関連携は、区長部局等他の実施機関と連携をしている場合にチェックが入ります。

それから、所属のコードや保有課。これは、例えば税情報であれば、ここに税務課と記載され、利用課は学校運営課という記載になります。

それから、登録番号。事務の名称、目的、個人の範囲、項目、媒体、期間、職員等の範囲といったものの項目となっております。

それでは、第54号議案の提案理由でございます。

新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の施行に関し必要な事項を定めるためでございます。

次に、第55号議案になります。議案をごらんください。

新宿区社会教育委員の委嘱についてでございます。

第20期の委員の名簿がございます。任期は新宿区社会教育委員条例第4条の規定により2年となっております。第20期は平成27年12月6日から平成29年12月5日までで、再任を妨げないものとなっております。

委員の定数は、同じく条例第3条の規定により10名以内となっており、第20期は、第19期同様9名の方の委嘱を考えてございます。

委嘱委員の区分ですが、学校教育の区分からは、小学校校長会、中学校校長会から各1名、社会教育の区分からは新宿区スクール・コーディネーター連絡会と、地域協働学校運営協議会から各1名、家庭教育の区分からは早稲田ミュージックラボ、家庭教育グループ、新宿子育てメッセから各1名選出させていただいてございます。学識経験者は2名でございます。

19期から引き続きの委員は、持田委員、長田委員、高山委員、中村委員、笹井委員、藤後委員で、20期から新たに委嘱する委員としては、大友委員、鈴木委員、鶴巻委員となっております。

それでは、第55号議案の提案理由でございます。

社会教育法第15条第2項に基づき、新宿区社会教育委員を委嘱する必要があるためでございます。

次に、第56号議案をごらんください。

教育財産の用途廃止についてでございます。

まず、1としては、細街路整備に伴う後退部分の区域編入でございまして、物件の表示が新宿区立富久小学校、種類は土地でございます。

土地の表示は、新宿区富久町18番2、19番8の各一部。地目は学校敷地。地積が20.16平方メートルでございます。

廃止年月日は平成27年12月14日。

区長への引き継ぎは、廃止年月日と同日でございます。

それから、用途廃止の理由でございますが、区の方針として交通上及び安全上支障となる細街路を解消するため、富久小学校敷地の該当箇所を隣接する特別区道に編入するといったものでございます。

別紙図面1をごらんください。屋内運動場の横に赤い部分がございますがこの部分が該当箇所となります。

以下、図面をつけてございますが、ごらんになっていただければと思います。

それでは、第56号議案の提案理由でございます。

新宿区立富久小学校敷地に接している区道の拡幅整備に当たり、敷地の一部を道路に編入する必要があるためでございます。

それでは、次に第57号議案をごらんください。

教育財産の用途廃止についてでございます。

第56号議案と同様に、細街路整備に伴う後退部分の区域編入でございまして、物件の表示が新宿区立四谷中学校、種類が土地。

土地の表示が新宿区四谷一丁目12番1、8の各一部。地目が宅地、地積が6.50平方メートル。

それから、廃止年月日については平成27年12月14日。

区長への引き継ぎは、廃止年月日と同日でございます。

それから、用途廃止の理由としては、区の方針として交通上及び安全上支障となる細街路を解消するため、四谷中学校敷地の該当箇所を隣接する特別区道に編入するためでございます。

先ほどと同様に別紙図面1でございます。横に見ていただくと、運動場の用地の右側の赤い線の部分が該当箇所となっております。

また、これ以下、図面をつけてございますが、ごらんになっていただければと思います。

第57号議案の提案理由でございます。

新宿区立四谷中学校敷地に接する区道の拡幅整備に当たり、敷地の一部を道路に編入する必要があるためでございます。

それでは、第58号議案をごらんください。

教育財産の用途廃止でございます。

細街路整備に伴う後退部分の区域編入でございまして、物件の表示が新宿区立落合第二中学校、種類が土地。

土地の表示が新宿区西落合一丁目16番の一部。地目が畑。地積が0.49平方メートル。

廃止年月日が平成27年12月14日。

区長への引き継ぎは、廃止年月日と同日でございます。

用途廃止の理由としては、区の方針として交通上及び安全上支障となる細街路を解消するため、落合第二中学校敷地の該当箇所を隣接する特別区道に編入するものでございます。

同じく別紙図面1とございまして、特別教室棟の右の赤い部分が該当箇所になります。

以下、図面をつけておりますので、ごらんいただければと思います。

それでは、第58号議案の提案理由でございます。

新宿区立落合第二中学校敷地に接している区道の拡幅整備に当たり、敷地の一部を道路に編入する必要があるためでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○松尾委員長 説明が終わりました。

それでは、まず第54号議案、新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

○羽原委員 最後の第5条、「この規則の施行に関し必要な事項は」、「新宿区教育委員会教育長が別に定める」としてあります。方法論はそれでいいのですが、このマイナンバー法の制度が継続的にあれば、マイナンバーが故意ないしミスで漏れる可能性が出てくると思います。そのような法律、規則、制度の中で、この「教育長が別に定める」という決め方、あるいはその内容、そういうものが行政的にそのまま決まっていくということですか。

○教育調整課長 基本的には、この補則についての規定は、今のところ想定しているものはございません。

ただ、詳細な部分は今後細かく、この条例なり、法律なりの趣旨にのっとり運用する場合は、必要になってくるものがあれば教育長の決定で定めます。そのため、法律や条例など

の趣旨から大きく変わるといったものではなく、運用上必要となる場合については、ここで規定をしていくものです。今のところ具体的に想定はございませんが、そのように考えているところでございます。

○羽原委員 これは、マイナンバーという制度が固まっているものなら、こういう決め方で何の不安もありませんが、予想外の事態が起きる可能性が、この制度自体にあると思っています。そういうときに行政だけが公開的に論議をしないで決められる。今の御説明からすると、この規則の狭い範囲の問題ということに限定されればいいのですが、もっと社会的に大きな問題の発生をある程度見込んでおく必要があるのではないかと思います。

この法的な文言としては、僕はこれしかないと思いますが、内容次第によっては、別に定めて任せてしまうということでもいいのかといった基本的な疑問を感じます。

○教育調整課長 マイナンバー制度については、しっかり法律なり条例なりといったところで、定めるものですので、大きな問題が発生した場合は、それらの改正が必要になると思います。

ここはあくまでも、規則の中の一つの運用の中で、まだわからない部分の詳細な利用の方法ですとか、そういった細かい内容について教育長が決定するということになります。大きく運用が変わることや、影響があることについてはここで定めるのはそぐわないと考えてございます。

○羽原委員 説明としては分かります。分かるけれども、この規則に、この比較的細かい、小さい部分の決まり。これはもっと大きい問題に絡む要素があると思っています。この規則だけに限定されるようなテーマではないものが発生する可能性が、この制度にある。そのときに、この規則を準用することによって行政側が決定していく仕組みでいいのかと、そう思っています。

今の御説明は、そう大それたことはあるまいという、この規則におさまるようなことについてはおっしゃっているようです。しかし、僕はこの規則に、範疇の問題はいいけれども、そういった小さい問題ではない事態をどうするのか。大きい問題のときに、この規則をはめて、行政側の判断で処理するというだけでいいのか。しかも公開されるか、されないか、そういうような問題を、この文言のままだと、いいケースも悪いケースも想定できる。悪いケースを想定すると、これだけでいいのかと思います。

僕は、新宿区の教育委員会がこれを曲解したり、隠したりということに使うとは全く思っていないんですが、法律とか制度というものはそういったリスクを持っている。特にこれは新しい制度で、非常に長期的に使うものになるので、そこにいろいろなひずみや新たな問題が出

てくると思っています。それを規則の部分で処理していいのかという印象を持つわけです。

これは、教育調整課長のレベルで答えられる問題ではないと思いますが、ぜひそのことを強く記録にとどめていただきたいと思います。これは要望として申し上げておきます。

○教育調整課長 今の御発言、私どもも重く受けとめております。他の所管部とよく連携しながら、そういった不都合、不手際等がないように、しっかり運用していきたいと思っております。

○羽原委員 ついでに言いますと、なぜ僕はこのことをわざわざ言うかということ、教育委員会制度が変わり、これから教育委員会の委員長の立場は、行政側から選出されることとなります。そうすると、行政の範囲で決着がつけられる。このことは、やはり区民側からすると、なるべく情報を公開しておくべきところが、この規則があることによって閉鎖的な処理の仕方になる余地がある。新宿区における一般論で申し上げて、今の想定される顔ぶれでどうこうということではありませんが、5年後、10年後、いろいろ状況が変わってくる可能性がある。その中で、この第5条によって処理されたということが出てくると、そのときには、若干問題があるのではないか、これを認めてきた当時の教育委員会はどうだったのかという、ある意味で道義的な責任は追及され得る余地があるという印象を持っています。そういうことがあるからというわけではありませんが、そのことも頭に強く置いておいていただきたいと思います。これは行政に対する要望です。

○今野委員 いろいろ議論がありましたので、あえて言うこともないのですが、羽原委員から言われたことは非常に大切な内容で、よく配慮していかなければならない基本なお話だったと思います。

ただ、このことについては、条例での枠組みの中で教育委員会の対応する事務が何であるかということを決めて、その条例の適用をスムーズにさせるということです。しかも、そのさらに具体的なところに限っては、通常、内部的に教育長に事務委任する部分ですので、こういう形になるのだと思います。

それ自体は、この条例から規則に基づいた範囲内にかかわるものですので、実際には、そのこと自体はそんなに心配はないと思います。しかし、羽原委員がおっしゃられるように、これに関連して様々な、教育委員会として考えなければならないこともあるかもしれないわけです。それが第5条で別に定めてあるから、教育委員会から離れているということだと困ります。内部的に委任はしていても、そのことについて必要があれば、むしろ教育委員会として常に議事、議題に乗せて議論しなければいけないということですので、そういうことが

考えられるような場合には早目に教育委員会にかけていただいて、教育委員の間で議論をしていくことが必要だと思いましたので、あえて言わせていただきます。

○教育調整課長 今御指摘のあったとおりでございまして、運用については、当然法律、条例、規則でその事業を明確にしてございます。

ただ、御指摘のあった第5条につきましては、その運用については、私どもも御意見を重く受け止めて行うとともに、そうした事例があった場合は、教育委員の皆様にも御提案をして、ご意見を伺いながら進めていきたいと思っております。

○古笛委員 おおむね羽原委員、今野委員と同じですけれども、法律家の立場からすると、法律があって、法律に基づいて、その法律の必要な範囲のものが条例で定められている。条例に関連して、条例の施行に必要なものが今回の規則で定められた。規則の施行に関して必要な事項に限って、事務委任という形で教育長が別に定めるということです。もともとこのマイナンバー法自体がいろいろ危惧されているところではありますが、法的な規則性という形で、条例、規則、それから最終的には、ある一部の部分は、どうしても行政で対応しなければならない部分が出てくると思います。その解釈の中で、施行に関して必要なものというところで、何重にも縛りをかけられているというところをしっかりと受けとめた対応というものが、法律解釈としても必要になってくると思います。

結論的には、こういった規定になってしまうのはやむを得ないというところかと思っておりますけれども、運用なり解釈なりというものを今後、注意していただかなければならないと思っております。

○教育調整課長 御指摘がございましたように、私どもも運用に関しては注意して、また何かあった場合は、皆様にも御相談しながらというような形で、しっかりこの規則を運用していきたいと思っております。

○松尾委員長 よろしいでしょうか。

○菊池委員 皆さんの高尚な発言とは少し違いますが、マイナンバー制度というものに対する違和感ですよね。これはもう法律、条例になっているので、今からとやかく言ってもしょうがないことではありますが、皆さん、多分、何か嫌だなと思っていると思います。

それで、今マイナンバーについて憲法違反だと言って国を訴えている方々がいます。そういうような方々が、今回の条例の中で、6つに限られておりますけれども、これをマイナンバーでやりたくないという拒否された場合、それでも対応してくれるのでしょうか。マイナンバーを使わずに就学援助をしてほしいという方も結構いるかもしれないということを考えると、

そういったいざこざが具体的なものとしてあり得るのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○**教育調整課長** それぞれの事務の申請など具体的なことについては、細部に検討しているところでございます。例えば、マイナンバーを書かなければいけないですとか、そういったところはどうするのかといったところは、今、区長部局を中心に検討しているところでございます。

マイナンバーですが、例えば自治体を越えて転入してきた方が、住民税を基準とする給付を受ける場合は、住民税の情報が転出元の自治体にあるため、転出元の自治体の課税証明書を持ってきていただく必要があります。その際、マイナンバーを利用して税情報のやりとりができるということの利便性があります。しかし、必要な情報が分かっている場合はその場で手続きができますので、マイナンバーを書かなければ給付ができないといったことは原則としてはないと考えています。

私の私見も少し入っている部分もありますが、基本的には、区民の方の利便性を図ることが今回の目的でもございますので、申請などのところで、なるべく負担がかからないように今、検討しているところでございます。

○**菊池委員** ありがとうございます。

利便性が図られるメリットは十分分かっていきます。拒否する人がいた場合にどう対応するかというのを、やはり教育長が処理するということになるということだろうと思いますが、具体的には先ほどの話になる。その場合に教育長が処理すればいい問題なのか、もう少し大きな問題になってしまうのかとか、やはり何らかの予想というか、見通しを立てて、対応をある程度練っておくのがいいと個人的に思います。

○**羽原委員** 新しい制度が入ってくる。それで今、菊池委員からも御指摘のあったような危惧も含んでいます。僕が言いたいことは、一番悪い状況になったときに、きちんとした対応をしてほしいということです。この条文は、法的に言えばこの条文以外につけ足すことは、なかなかできないと思います。それは分かります。

ただ、これを運用する側が、長期にわたってきちんとした姿勢を保持するか、しないかということがこの条項で問われているわけで、最悪の事態が発生したときにという気持ちを、ぜひ行政職の方たちには持ってもらいたいということを僕は言いたいです。

それで、そのために、故意にしるミスにしる漏えいというものがあるってはいけないし、ないだろうと思っています。ただ、そのときに取り組み方が、ガードを甘くして許容していこうという方向、つまり行政を運営する側としては余り波瀾を起こさないようにおさめたほう

がいいという、この姿勢はどの問題についても、どうしても出てきます。

だけど、それでは新しい制度を取り入れるときに、想定される疑問というものがある以上は、やはり最悪の事態に取り組むという身構え、これを僕は申し上げています。問題がなければいいわけです。ただ、最悪の状況を想定して、厳しく運用しなければならないということを行っています。

そのプロセスに、甘い状態とか、いろいろあるかもしれない。あるいは、許容できる問題もあるかもしれない。行政的に許容できる範囲のものは、それでいい。しかし、最悪の状況というケースを想定しないで、唯々諾々と認めていくようなことになってはいけないということの一番端を言っているわけです。それをぜひ御理解いただきたい。

○**教育長** いずれにしても、この規定については、御理解をいただいていると思います。運用に当たっては、マイナンバーの個人情報とは総体的なもの、非常に大きな個人情報となるという話で、我々職員も扱いについて相当神経質になっています。十分注意をしていかなければならないということで、全庁的に慎重に打ち合わせをしているところです。

○**松尾委員長** よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○**松尾委員長** それでは、ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。第54号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○**松尾委員長** 第54号議案は、原案のとおり決定いたしました。

それでは、次に第55号議案、新宿区社会教育委員の委嘱について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

これは、少しお伺いしたいのですが、この社会教育委員の方々が実際にどのようなことをなさるのか、今現在、何か懸案となるようなことがあるのか、そういったところについて教えていただけますか。

○**教育支援課長** 新たに委嘱します20期につきましては、今ごらんのメンバーを考えているところでございます。御質問の部分ですが、第19期と20期で連続したものを検討している最中でございます。その中身ですが、家庭の教育力の向上ということで、生涯学習部門を区長が所管している関係もございまして、19期では区長部局担当課からヒアリングをさせていただき、その中で社会教育委員の方々にとどのようなことがこれから必要なのかという部分について討議をしていただきました。

第20期ではまとめの作業をしまして、教育委員の皆様にご紹介できるようにと予定をしております。

○松尾委員長 ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○松尾委員長 それでは、ほかに御意見、御質問がないようですので、討論及び質疑を終了いたします。

第55号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○松尾委員長 第55号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第56号議案、教育財産の用途廃止について、富久小学校のものですが、御意見、御質問のある方はどうぞ。

私から、また1つ御質問させていただきます。提案理由のところでは、「敷地に接している区道（細街路）の拡幅整備にあたり」ということです。これは拡幅整備は、既に進んでいるのか、それとも今後行われる予定なのか、そういった流れを教えてくださいということと、もう一点、用途廃止理由のところには、「区の方針として交通上及び安全上支障となる細街路を解消するため」とありますが、全体的な区の方針がどのようになっているのかという点について、教えてください。

○学校運営課長 富久小学校、それから四谷中学校、落合第二中学校について議案として提案させていただいていますが、これらは既に道路状になってございます。そのため、教育委員会、財産管理部門の総務部の契約管財課、それから細街路整備の建築指導課、この3者で毎年協議を持ちまして、学校の運営に支障がなく、現況として道路になっているところを順次整備しているところでございます。特にこの富久小につきましては、現況として道路になっていますが、学校敷地と思われるところに電柱が立って、かえって交通の支障になっているという、現実的な要請もございます。正式に道路用地に編入すれば、電柱を移設して通行の便にも供する、そういうこともあわせて考えているということをお聞きしております。

○松尾委員長 地図を見ますと、実際にこの編入する用地というのは、敷地の周縁部分の非常に細長い、非常にわずかな部分でございまして、用途廃止による教育への影響は全くないと言ってよいように思われますね。

ほかに何か御質問ございますか。よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○松尾委員長 それでは、第56号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○松尾委員長 第56号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第57号議案、教育財産の用途廃止について、四谷中学校のものですが、御意見、御質問があればどうぞ。

よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○松尾委員長 御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第57号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○松尾委員長 第57議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第58号議案、教育財産の用途廃止について、落合第二中学校の分ですが、御意見、御質問のある方はどうぞ。

よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○松尾委員長 それでは、討論及び質疑を終了いたします。

第58号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○松尾委員長 第58号議案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了いたします。

◆ 報告 1 平成27年度学校選択制度に関する保護者アンケート集計結果について

○松尾委員長 次に、事務局からの報告を受けます。

報告1について説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○学校運営課長 それでは、お手元の資料に基づきまして報告を行います。

平成27年度学校選択制度に関する保護者アンケート集計結果についてでございます。

まず、小学校についてでございます。

このアンケートは、共通のところを先に申し上げますけれども、小・中学校の新1年生の

保護者の皆様に対しまして、通学している学校の状況や学校を選んだ際に考慮した点などを伺い、次年度以降の学校選択制度や就学をめぐる課題について参考とするため、各小・中学校を通じて行っているものです。

例年、夏休み前に行っていましたが、今年度は9月に実施しております。

質問の内容については、おおむね例年と同様の内容で調査しましたが、特に、電話や窓口において保護者の方が学校選択制度と指定校変更制度を混同しているといった状況もございますので、特別の事情がある場合に申請できる指定校変更制度の質問を昨年から引き続き行いました。

また、学校選択制度についての質問は例年行われてございますけれども、今年度は制度の必要性の有無だけではなくて、制度の改善による課題解決の選択肢を加えて質問してございます。

以上が小・中学校共通のところでございます。

では、初めに小学校についての結果を御報告します。

ここにございますように、配付件数は1,467件、回収数は1,292件で、回収率は88.07%ございました。

まず、問1でございます。入学に当たり、利用した制度についてお聞きしてございますが、最も多い回答は、「学校選択制度を利用せず、通学区域の入学した」と答えた方で、82.53%ございました。ちなみに、平成25年度は81.02%、平成26年度は84.95%ございました。

続きまして、問2でございます。現在通う学校を選んだのはどのような理由ですかといった設問でございます。

ここにございますように、「通学区域の学校だから」を選んだ方が一番多く、48.55%。続きまして、「自宅からの距離が、一番近い学校だから」が20.72%。さらに、「兄・姉が現在の学校に既に通学していたから」が15.56%と続いてございます。

また、一方で、「児童・生徒数や学級数の関係から」を掲げた方の割合が1.95%と、去年に比べまして4ポイントほど減少傾向にございます。

続きまして、問3でございます。入学した学校についての感想をお伺いした項目でございます。この設問につきましては、「大変満足している」が34.15%、「満足している」が61.42%、両方合計すると95.57%となっており、保護者の満足度は高いと言えます。ちなみに、平成25年度は95.42%、平成26年度につきましては96.05%ございました。

次に、問4でございます。今回、学校選択制度のついでの設定問を「考えに近いものを」といったところでお聞きしています。複数回答でございます。

なお、ここで網かけの表示がございます。選択制について肯定的な選択肢を白抜きとして、どちらかというとな否定的な選択肢には濃いグレー、その他には薄いグレーと、こういった網かけをしております。

回答の多い順に申し上げますと、まずDの「保護者が学校に関心を持つようになった」が最も多く22.54%、次にGの「学校間の児童生徒数の差が広まった」が17.72%、続きまして、Bの「学校の教育活動の特色が、より分かりやすくなった」が14.14%でございます。ほかに10%を超えたものにつきましては、Eの「通学距離が広がり、児童・生徒の通学の危険が増した」、これが10.56%と続いてございます。おおむね制度に肯定的な意見と否定的な意見が相半ばする状況でございます。

問5でございます。学校選択制度のほかに、「特別の事情」がある場合に申請することができる「指定校変更制度」がありますが御存じでしょうかとの質問を、昨年度は知っていたか、知らなかったかの2択で聞いておりました。今年度は指定校変更制度の制度があること、それから内容も知っていた、制度は知っていたが内容までは知らなかった、指定校変更制度のことは知らなかった、という選択肢でより詳細に認知状況をお尋ねしております。

それぞれ内容も知っていたが16.56%ございまして、制度があるのは知っていたというのは17.89%。少しでも制度を知っていた方の合計は34.45%でございます。今回の設定問で知った方が過半数の状況といったところで、知らなかった方については65.55%と、指定校変更制度の認知度は少し低いと思っております。

最後の設定問でございます。小学校最後の設定問の間6につきましては、通学区域の学校以外を選択する「指定校変更制度」と「学校選択制度」、2つの制度があることをどう考えますかといった項目ですけれども、昨年度の「あったほうがよい」と、「どちらかといったほうがよい」、という選択肢ではなく、特別な事情で学校選択制度ができるならば、制度は指定校変更制度だけでいい、特別事情がなくても学校を変えたいことがあるから学校選択制度はあったほうがいいと、今までよりも詳しい設定問を加えました。

結果的に申し上げますと、「指定校変更だけでよい」が18.17%で、「選択制があったほうがよい」は45.97%。「より使いやすい制度に改善して指定校変更に一本化」といったのは32.62%となっております。ちなみに、昨年までの選択制の支持状況は、平成24年度が77.3%、25年度が81.82%、26年度が67.29%で、今年度は45.97%と年々少しずつ下がって

いるといった状況でございます。

続きまして、中学校についても御説明申し上げます。

設問内容は小学校と変わりません。配付件数は917件、回収数は798件で、回収率は87.02%。

まず、問1でございますけれども、入学に当たり利用した制度はどれですかといったところ。選択せず、通学区域の入学と答えた方の割合が73.22%。ちなみに平成25年度につきましては75.92%、平成26年度は75.75%。若干数字は下がっています。

続きまして、問2でございます。現在通う学校を選んだのはどのような理由ですかといった設問ですけれども、これにつきましては、「通学区域の学校だから」が最も多くて54.71%。次に、「自宅からの距離が、一番近い学校だから」が14.63%。さらに、「兄・姉が、現在の学校に通学していたから」が8.65%。傾向的には小学校と同様の結果になってございます。

続きまして、問3でございます。入学した学校についての感想を伺うといった設問でございます。「大変満足している」が26.63%、「満足している」が65.81%。これらの合計は92.44%となっております。小学校より若干低いですが、92.44%と高い数字となっております。ちなみに、平成25年度は91.70%、平成26年度は94.27%でございました。

問4でございます。先ほど御説明した新設の設問で、学校選択制度について考えが近いものといった設問でございます。回答の多い順に、Dの「保護者が学校に関心を持つようになった」が16.20%、次に「学校の教育活動の特色が、より分かりやすくなった」が15.15%。ほかに10%を超えたものとして「学校間の児童生徒数の差が広まった」と続いて、14.57%となっております。小学校に比べれば、やや肯定的な意見が多いような印象もございます。

それから、問5。学校選択制度のほかに「特別な事情」がある場合に申請することができる「指定校変更制度」がありますが御存じですかといった設問でございます。小学校より若干数値が高いものの、「制度があることも、内容も知っていた」が19.67%、「内容までは知らなかった」19.29%、この2つの合計で38.96%になって、おおむね4割の認知率でございます。小学校より若干数値は高くなっております。

最後の問6でございます。通学区域の学校以外に通う際に、「指定校変更制度」と「学校選択制度」の2つの制度があることをどのように考えますかといった項目です。ここにございますように、「指定校変更だけでよい」が16.91%、「選択制はあったほうが良い」が50.98%、「より使いやすい制度にして指定校変更制度に一本化」は28.35%となりました。

ちなみに、昨年度までの「選択制が必要である」とする選択肢については、平成24年度が84.22%、平成25年度が84.84%、平成26年度が71.92%で、今年度は先ほど申しあげましたように50.98%と、小学校同様に年々下がってございます。

以上で、集計結果についての御報告を終わらせていただきます。

○松尾委員長 説明が終わりました。

ただいまの報告1について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

○今野委員 私は、問6にすごく違和感があつて。変ではないかと思ひます。問5のところ、「指定校変更制度を知っていますか」という設問がありますけれども、多分知らないだろうということで聞いていて、実際にどのような内容かということを知っている人は16%しかいないわけです。

その上で、知らない人が多いのに何の説明もなく、指定校変更と学校選択制度で制度改革についてどう思ひますかということを知るのには少し無理があると思ひます。本当に親の意向を聞きたいというのであれば、特別の事情があるときにできる指定校変更制度についての説明があつた上で、どう思ひますかと聞かないと、正しい意向が出てこないのではないかなと思ひます。

それから、設問の1番は指定校変更制度だけでいいと。それから、2番目は両方ある今の制度でいいと。さらに3番目は、指定校制度を使いやすくした上でできるなら指定校変更だけでいいという、この設問のつくり方も随分偏つていてと思ひますし、「より使い易い制度になるなら」というのも、そもそも分からない上にどう改善するのかということがないというのは、なかなか判断しにくいのではないのでしょうか。

でも、文言面から言うと、何となく丸をつけたい感じになるので、もう少し客観的にするのなら、2つの制度があつて片方だけ、指定校だけがいいか選択制だけがいいのか、両方あるのがいいのか、あるいは、それぞれを改善しながらやればいいのかなど、保護者の意向を聞くとなれば、正しい意向が出てくるように考えないといけないのではないかと、少し違和感を感じました。

○学校運営課長 まず1点目の、保護者への説明についてです。この結果表だけではこれだけしか聞いていないように見えますが、実際は、説明として「新宿区では新1年生に限り、理由を問わずに学校を選択することができる学校選択制度のほかにも、選択できる学年を新1年生に限定せず、例えば学校と自宅との距離の関係や、御兄弟・姉妹の関係、あるいはいじめに巻き込まれてしまった場合の特別な事情がある場合について、指定校以外の学校を申し

出ることができる指定校変更制度がございます」、と実際のアンケート用紙には記載してございます。

○今野委員 そういう説明があったのですか。

○学校運営課長 はい。ただ、アンケートですから、項目すべてについて、こういった場合が特別な事情ですよという例示も備えた説明を前段にした上での設問ではありません。集計結果だけ見ますと、確かに今、今野委員がおっしゃられたようなことだと思えますけれども、工夫は若干しております。

2点目の、この設問のあり方です。確かに御指摘のとおり、もう少し分かりやすくといえますか、フラットに選べるようにという設問の工夫はあったらよかったというのは確かにございます。今後は設問についても工夫をしたいと思っております。

指定校変更制度については、このアンケートに限らず、様々な機会を捉えて、入学通知書、学校での保護者説明会など、保護者の方とのコンタクトがとれる機会がございますので、周知を図っていきたいと思います。

○今野委員 今の説明で分かりました。前段のほうはきちんと説明した上で設問をしているということですね。

一般に指定校変更制度は、特別の事情ということが従来は非常に厳しくチェックをされて、なかなか自由に通学区域以外の学校に通えないということもあって、学校選択制度の議論がありました。そういうことを考えると、両方の内容、メリット、デメリットをよく理解した上で聞くようにするのがいいだろうと思いました。

調査としてはきちんとやられているということで、よく分かりました。

○松尾委員長 ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

○菊池委員 小学校に関して、学校選択制度を利用した方たちは15.46%いらっしゃいました。学校選択制度を利用した方たちで、自宅からの距離が一番近い学校だからという理由で選択をした方がいたかどうかは分かりますか。

○学校運営課長 これはクロス集計もあわせてしています。「自宅からの距離が、一番近い学校だから」をお選びになった方について、「学校選択制度を利用した」という項目とクロス集計したところ、19.47%の方が、学校選択制度を利用し、一番近い学校を選択しているという統計になっております。

○菊池委員 そうですか。約20%の人は、本来なら指定校変更制度を利用できた。しかし、それを知らなかったのが、学校選択制度を利用して、学校を選ぶことにしたということでは

うか。

○**学校運営課長** 知らなかったのかについての詳細は分かりません。ただ、学校選択制度を利用しますと、窓口に出向き申請書を書かなくていいです。指定校変更制度では、自宅からの距離が近い学校であっても、変更の理由をお伺いするといった手続きが必要になります。学校選択制度では、自宅に学校案内と一緒に学校選択用紙を郵送して、特に抽選校やキャップ校以外では、手続は簡便に済まされる、そういったこともあります。

○**菊池委員** ついでに、「兄・姉が、現在の学校に既に通学していたから」という方たちはどうなるんですか。それは、もし通学区以外であれば、自動的に行くわけではないですよ。

○**学校運営課長** 兄姉につきましては、平成24年に教育環境検討協議会で、兄姉関係の方針を廃止しましたが、経過措置を設けております。平成24年以降に入学した方については、経過措置が受けられない方もいらっしゃいますので、統計的に見ますと、学校選択制度を利用して兄姉が通学している学校に通った方というのは25.79%、4分の1ぐらいいらっしゃるというところが見えてございます。

学校での受け入れが可能であれば、兄姉というのは十分な理由にはなりますので、指定校変更制度でもいけるということでもございます。

ただ、前提としては、施設のキャパと申しますか、受入可能な児童・生徒数がかかわってきます。

○**菊池委員** では、学校選択制度を利用した方たちの2割は自宅からの距離が一番近い学校だからということと、兄姉関係が25.79%と、そういう理解でよろしいですか。

ということは45%の、約半数近い人は、このような理由で学校選択制度を利用されたという理解でよろしいでしょうか。

○**学校運営課長** 今、菊池委員がおっしゃったとおりでございます。

○**菊池委員** ありがとうございました。

○**松尾委員長** ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

先ほどの今野委員の御質問の中で、問6の1番、2番、3番の意味合いについて御質問がございました。1番は、指定校変更制度を残して学校選択制度を廃止するという選択肢でよろしいか。2番は、学校選択制度をそのまま、現状維持ですね。指定校変更制度と学校選択制度を両方残すという現状維持の選択肢。3番ですが、より使いやすい制度になるなら「指定校変更制度」に一本化して、どの学校でも選択できるようにしたほうがよいというのが、これがよくわかりません。これは一本化してということは、学校選択制度は廃止するけれども、

指定校変更制度のほうも変更を加えると読めますが、具体的にはその1番と3番の違いはどういったところにあるのでしょうか。

○**学校運営課長** 今、松尾委員長がおっしゃられたような趣旨でございます。1番は字義のとおり、指定校変更制度でという意味合いでございます。

3番につきましては、指定校変更制度、この要件というのは従来からそう変わっておりません。先ほど今野委員もおっしゃいましたように、本来の指定校変更制度が、ある意味では硬直化といいますか、なかなか条件が厳しいといったところから学校選択制度が生まれた背景があるのではないかと、そうおっしゃられた部分もあります。そういったところを融合してと申しますか、指定校変更制度についても条件を使いやすくする。より実情に合ったようなものにしながら、学校選択制度と指定校変更制度の一本化を図ると、そういった趣旨でございます。

○**松尾委員長** その前半、「制度の周知や利便性の向上など、より使い易い制度」という部分は、指定校変更制度にかかるように読めます。その後ろの「どの学年でも学校を選択できるように」というのは、これは現在の指定校変更制度というのは、どの学年でも学校を選択できるのでしょうか、それともできないのでしょうか。

○**学校運営課長** 指定校変更制度については、学年を問いません。ただ、学校選択制度は、新1年生で入学するときのみといったところでございます。

○**松尾委員長** ということは、この3番の言っていることは、この最後の「どの学年でも学校を選択できる」という部分は、その「学校選択制度」にかかるものですね。指定校変更制度自体は今現在でも、どの学年でも学校を選択できるわけでありますから、学校選択制度は、これまで入学するときにはしか使えなかったものを、指定校変更制度に一本化することによって、どの学年でも選択できるようにということですね。

ですから、前半の「制度の周知や利便性の向上」の部分は「指定校変更制度」にかかる文章で、後ろの「どの学年でも学校を選択できる」というのは「学校選択制」にかかる文章で、それを一本化して1つの制度としようというのが3番の趣旨ですね。

○**学校運営課長** この、「どの学年でも学校を選択できるように」と、一般用語例としての「学校選択」という言葉を使っていますが、私どもは指定校変更制度に一本化してということと強調しております。指定校変更制度としてどの学年でも選択できるという点で、表現が少し不正確な部分があったかと思っております。

○**教育長** 委員長のご質問は、どの学年でも学校を選択できるようにするという改革は、学校

選択制度に関する改革です。使いやすく周知をもっとしていきますというのは、指定校変更制度の改革の方向です。2つの変更をした上で一本化する。その一本化は、学校運営課長が言ったように、学校選択制度としての一本化をしますが、2つの改革は1本にしているのですね、という御質問ですよね。

○松尾委員長 そのとおりでございます、ありがとうございます。

○今野委員 その趣旨を言うのであれば、「選択」ではなく、「いつでも変更できるようにしたほうがいい」ということでしょうか。

○教育長 そうですね。

○今野委員 選択権を持たせるわけではないですね。

○松尾委員長 学校運営課長、何かございますか。

○学校運営課長 失礼しました。今、教育長それから今野委員がおっしゃったとおりでございます。

○松尾委員長 ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

○菊池委員 学校選択制度なら手間がかからないという、大きなメリットがあるわけです。しかし、もう少し冷静に、純粹に、学校選択制が本当にいいのか、指定校変更を改革して両方を、そういったアンケートの仕方をもっと少し検討して、またアンケートをしていただければと思います。本当にみんながどういうものを望んでいるのかというのを、分かりやすくアンケートできるようにしていただければと思っています。

○学校運営課長 先ほども若干申し上げましたけれども、指定校変更制度の認知度が、なかなか低迷しているということも一方でございます。

機会を捉えて、これからの入学通知もでございます。それから保護者説明会等々、また保護者の方との接点もでございますので、そういう機会を捉えながら指定校変更制度も十分周知していきます。また、アンケートにつきましては、なかなか趣旨が伝わりづらい表現等もございましたので、その辺は今後また工夫をしてみたいと考えております。

○松尾委員長 ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

[発言する者なし]

○松尾委員長 それでは、これにて報告1の質疑を終了いたします。

◆ 報告2 その他

○松尾委員長 次に、報告2、その他ですが、事務局から報告事項はございますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

○松尾委員長 それでは、以上で報告事項を終了いたします。

◎ 閉 会

○松尾委員長 これにて本日の教育委員会は閉会といたします。

お疲れさまでした。

午後 3時13分閉会